

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和二年四月一日

三 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで